

核兵器禁止条約への署名及び批准を求める意見書（案）

国連会議において平成29年7月に採択された、核兵器禁止条約（以下「条約」という。）への各国の署名が同年9月20日から開始され、既に署名国数は50か国に達した。条約は50か国以上による批准の90日後に発効することになっており、国際政治も、市民の運動も、条約発効に向けた新たな段階を迎えている。

これまで、核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議等で、「核兵器のない世界」を実現すると繰り返し確認してきた核保有大国は、条約に署名することで、その一步を踏み出すべきである。また、「核の傘」に頼る国はその政策を見直し、世界の流れに逆行して核・ミサイルを開発する国は直ちに開発を中止すべきである。条約への署名という形で、全ての国に「核兵器のない世界」への態度が問われている。

さらに、今、政府に問われているのは、核兵器の非人道性を体験した被爆国である日本が、核兵器の使用を再び認めるのかという根本的な問題である。条約への署名、非核三原則の厳守や法制化などにより、日本の真の非核化に向けて踏み出してこそ、北朝鮮に対して核・ミサイル開発の放棄を強く迫ることができる。

原水爆禁止2017年世界大会では、「全ての国が速やかに核兵器禁止条約に参加し、核兵器の完全廃絶に取り組むこと」を求める世論の発展を呼び掛け、ヒバクシャ国際署名を始めとする、草の根の行動をつなぐ世界同時行動（平和の波）も行われた。条約の署名及び批准を求める意見書を可決した地方議会もあり、政府の決断が求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、世界で唯一の被爆国として、早急に核兵器禁止条約への署名及び批准を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月 日

東京都議会議長 尾崎大介

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

} 宛て